

美郷町農業委員会告示第 7 号

下記農地は農地法第 33 条第 1 項に該当する農地であるので、同条第 2 項の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 22 日

美郷町農業委員会会長 高 橋 正 尚



記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)	農地に関する 権利の種類	農地法第 32 条 又は第 33 条の 当該条項等	農地の所有者等 の情報
仙北郡美郷町本堂城 回字馬場 506 番地	田	1,578	貸借権	第 33 条第 1 項	(亡) 安部雄太郎 未相続農地
仙北郡美郷町本堂城 回字西館 115 番地	田	4,432			
仙北郡美郷町本堂城 回字北館 214 番地	田	5,289			
仙北郡美郷町本堂城 回字北館 235 番地	田	93			

農地法第 33 条第 1 項

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と見込まれる農地

農地所有者等の情報

登記名義人 安部 雄太郎 平成 28 年 5 月 31 日死亡

(遺産分割調停による相続人 安部 正子 令和 7 年 9 月 5 日死亡)

最終住所地 秋田県仙北郡美郷町本堂城回字館間 150 番地

2 この公示は、農地法第 33 条第 1 項に基づく利用意向調査を受けるべき農地の所有者又は当該農地について所有権以外の権限に基づき使用及び収益をする者（以下「所有者等」という。）を確知できないことから行うものである。

3 上記の農地の所有者等は、この公示の日から起算して 2 か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農地についての権限を証する書類を添えて農業委員会に提出するものとする。

(1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあっては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）

(2) 当該農地の所在、地番、地目、面積

4 また、この公示があった日から起算して 2 か月以内に所有者等から申出がなかった場合には、農地法第 41 条に基づき、農地中間管理機構にその旨を通知し、当該公示に係る農地について都道府県知事の裁定により利用権の設定が行われることがある。